ご注意ください！！
毎月の締切日が決まっています。

申請者の皆様へ

① 提出書類の確認 ･･･ 別掲の『農地法申請書、届出書提出様式一覧表』で該当する申請書・届出書・証明書(以下「申請書等」という。）で必要となる書類を確認してください。

② 書類の提出 ･･･ 毎月、５日提出締め切り（休日の場合は翌開庁日）

・申請者(又は代理人）が申請書等の正本を上記の締切日までに農業委員会事務局または各支所に提出してください。
　また、別掲の『あなたの地域の農業委員・推進委員』で該当地区の担当農業委員を確認し、申請内容の説明をいただき、副本(申請書等の正本をコピーしたもの)、別掲の『現地確認及び申請者聞取り票』をお渡しください。

③ 地域委員会 ･･･ 毎月、中旬（地域委員会を各地域ごとに開催）

・申請内容、現地の調査の結果、問題が無ければ、この日が申請書等の正式な受付日となります。
※　転用面積が3,000㎡を超える場合は、現地調査が別に行われる場合があります。

④ 定例総会 ･･･ 毎月、25日（休日の場合は翌開庁日）

・4条・５条以外は、総会の翌日以降許可書、証明書等をお渡しします。

⑤ ３条許可書の交付 ･･･ 毎月、下旬（総会後）

・総会の翌日以降許可書をお渡しします。

⑥ 届出等証明書の交付 ･･･ 毎月、下旬（総会後）

・総会の翌日以降証明書等をお渡しします。
※　非農地証明は非農地証明手数料（300円）が必要です。

⑦ ４条・５条申請書の進達 ･･･ 意見を添えて県知事へ進達

⑧ 県の転用審査 ･･･ 翌月の中旬　（県知事が可否を決定）

※　審査において、申請内容の確認や書類の補正、追加資料の提出等をお願いする場合があります。

⑨ ４条・５条許可書の交付 ･･･ 翌月の下旬

・許可書は、農業委員会事務局、各支所窓口で申請者、または委任者にお渡しします。
※　4条・５条は農振除外地等証明手数料（300円）が必要な場合があります。

（その他注意事項）

- 農地の取得や賃貸借、各種証明の場合は定例総会の日以降に許可書、証明書等をお渡しします。
- 4条・５条は申請を受付けてから許可書をお渡しするまで約２か月かかります。（大規模な場合を除く）
- 許可を受けるまでに工事を行うと、違反転用となり不許可となる場合がありますので、絶対に工事は行わないでください（作業機械、資材の搬入を含む）。
- 工事に着手するときは、許可のときにお渡しする「農地転用許可済標識」を必ず転用許可農地の目立つ場所に設置してください。

～～～『申請事務の流れ』をご覧ください～～～

丹波市農業委員会事務局（0795(74)1504）